

コミュニティ林業推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林の公益的機能の維持と中山間地域の産業の振興を図るため、小規模林業者の組織する団体が地域の山林の担い手となる活動について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、3名以上で組織する団体（市内に住所を有する者が代表者である団体に限る。以下「団体」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が団体に属するときは、補助の対象としない。

- (1) 延岡市税条例（平成4年条例第35号）第3条に規定する市税の滞納がある者
- (2) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号又は第3号に該当する者
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）に違反していると認められる者
- (4) 森林法違反の容疑により有罪判決を受けた者
- (5) 本事業における他の事業計画において、補助金を受けている者
- (6) その他市長が特に認めた者

(補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費及び補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、国、地方公共団体又は公共的団体による補助を受ける予定がある又は現に受けている事業は、交付の対象としない。

(補助金の交付申請等)

第4条 補助金の交付の申請は、補助金の交付を申請しようとする年度の2月1日までに、補助金等交付申請書（規則様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 申請年度を含む3会計年度における事業予定地での事業内容、実施年度及び事業予定量を記載した全体事業計画書（様式第1号）並びに縮尺を記載した図面に補助対象事業を実施する予定地、実施年度、事務量を記載した全体事業計画図
 - (2) 収支予算書（様式第2号）
 - (3) 暴力団等でないことの誓約書（様式第3号）
 - (4) 別表第2に規定する補助対象事業の区分ごとに定める必要書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 次に掲げる変更があるときは、補助事業変更承認申請書（規則様式第4号）を提出し、市長の承認を得なければならない。
- (1) 全体事業計画書及び全体事業計画図の変更
 - (2) 団体の構成員の変更
 - (3) 事業完了予定年月日の変更
 - (4) 事業費の30%以上の減額

(申請の取下げのできる期限)

第5条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げができる期限は、補助金等交付決定通知書（規則様式第2号）を受領した日から起算して20日とする。

(補助金の請求及び交付)

第6条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金等請求書(規則様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- 2 補助金は、規則第15条第2項ただし書に規定する概算払により交付することができる。
- 3 市長は、必要と認めるときは、数回に分けて補助金を交付することができる。

(補助事業者の義務)

第7条 補助事業者は、別表第1に規定する条件整備事業又は搬出間伐事業を行うに当たっては、書面により山林所有者への通知を行うものとする。

- 2 間伐を行った場合は、事業完了後5年間は皆伐を行ってはならない。
- 3 補助事業者は、本事業を実施するにあつて、法令を遵守し、十分に安全に配慮し、傷害保険等の加入したに努めるものとする。

(進捗状況の報告)

第8条 補助事業者は、市長に対し、その求めに応じて実施年度における全体事業計画の進捗状況を報告しなければならない。

(事業一部完了届の提出)

第9条 補助事業者は、別表第2に規定する補助対象事業の区分ごとに補助事業が完了したときは、20日以内に事業一部完了届(様式第5号)に別表第3に規定する補助対象事業の区分ごとに定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が全て完了したときは、補助事業が完了した日から起算して20日以内に、補助事業実績報告書(規則様式第5号)に収支計算書(様式第2号)を添えて、市長に提出しなければならない。

(関係書類の備置き)

第11条 補助事業者は、市長に提出した書類のほか、補助事業の状況、経費の収支その他補助事業に関係のある事項を明らかにする書類及び帳簿を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間備え置かなければならない。

(補助金の返還)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

- (1) 不正な手段により、補助金の交付を受けていると認められるとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業者が概算払により交付された補助金の精算を行い、戻入すべき補助金があるとき。
- (4) 全体事業計画の達成が困難と認められるとき。
- (5) 森林法その他法令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額を確定した後においても適用する。

(成果の公表)

第13条 市長は、補助対象事業の成果について、市の施策のPRを目的として第三者に公表することができる。

2 補助事業者は、市が事業の成果を公表することを拒むことができない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

- 附則
(施行期日等)
- 1 この要綱は、令和2年8月31日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
(要綱の失効)
 - 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附則
この要綱は、令和3年8月13日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則
この要綱は、令和3年12月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則
この要綱は、令和4年2月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表第1 (第3条関係)

補助対象事業	補助対象事業の内容	補助対象経費	補助金の額
集約化事業	<p>市内に存する山林（次に掲げる山林を除く。）の所有者と人工林（スギ林、ヒノキ林）の間伐を目的として長期維持管理協定を締結する事業</p> <p>(1) 構成員又はその構成員が所属する企業若しくは団体が所有する山林</p> <p>(2) 生産森林組合が所有する山林</p> <p>(3) 林業事業体又はそれを経営する者が所有する山林</p> <p>(3) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者以外の会社が所有する山林</p> <p>(4) 地上権が設定されている山林</p> <p>(5) この要綱による補助金を受けた長期維持管理協定に係る山林</p> <p>(6) その他長期維持管理協定を結ぶことに不適な山林</p>		<p>締結した長期維持管理協定に係る集約山林のうち人工林の面積（ha 当たり。小数点第1位未満を切り捨て）に 5,000 円/ha を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とする。</p>
技術研鑽研修事業	<p>林業に必要な技術研鑽に資するため、講師を招聘する研修会を開催する事業（ただし、単なる安全講習等に関する場合及び参加料等の収入がある場合を除く。）</p>	<p>謝金、旅費・宿泊費、講師委託料、講習に係る物品等の原材料費、需用費とする。</p>	<p>50,000 円/回を上限とし、その交付は年 2 回を限度とする。ただし、謝金にあつては団体の規程等によって算定し、当該規程等がない場合は 1 日 13,000 円を上限とし、旅費・宿泊費にあつては延岡市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 59 年条例第 23 号）の規定に準じ算出した一般職員の職員に対して支払う額を上限として、市長が必要と認める額を交付する。</p>

条件整備事業	林内作業車又は軽トラックが走行できる幅員 2.0m程度の作業道（宮崎県作業道作設指針（平成 27 年 4 月宮崎県環境森林部）・開設基準（平成 20 年 3 月宮崎県環境森林部）に準じ、森林の管理・間伐作業に必要で、安全かつ効率的な経路に限る。）の開設及び路肩工を設置する事業	林内作業車又は軽トラックが走行できる幅員 2.0m程度の作業道の開設及び路肩工の設置に係る経費	<p>(1) 開設工 開設した作業道の距離（10m未満切り捨て）に 860 円/m を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とする。ただし、補助対象路線は、既存の隣接・包含する作業道と併せ、条件整備に係る人工林について 200m/ha を上限とする。</p> <p>(2) 路肩工（丸太組工） 設置した路肩工の、最上段の桁木の延長と、最上段から最下段にある桁木までの深さの積とする面積（㎡当たり。小数点第 1 位未満切り捨て）に 8,000 円/㎡ を乗じて得た額（千円未満切り捨て）、(1)の区間での設置箇所のみを対象とする。</p>
搬出間伐事業	標準伐期齢以上に達した樹冠疎密度が高い山林で、2割程度、搬出量 10 m ³ /ha 以上の間伐を実施する事業	標準伐期齢以上に達した山林で、間伐 10 m ³ /ha 以上の間伐の実施に要する経費	<p>間伐を実施した面積（ha 当たり。小数点第 1 位未満切り捨て）に次の各号に定める山林の区分に応じ、当該各号に定める金額を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とする。</p> <p>(1) 集約化事業で集約した山林 宮崎県森林整備事業標準単価表【間伐（定性間伐）：伐採率 20%以上】車両系のうち、搬出材積（10-20 m³/ha）の直近の単価：円/ha</p> <p>(2)(1)以外の山林 54,000 円/ha</p>

別表第 2（第 4 条関係）

補助対象事業	補助金等交付申請書の添付書類
集約化事業	<p>(1)長期維持管理協定書の案（協定日時、協定期間、間伐等の作業期間、山林の地番、場所、面積及び樹種が記載され位置図が添付されているものに限る。）</p> <p>(2)縮尺を記載した集約化する山林の位置が分かる図面</p>
技術研鑽研修事業	研修会の内容が分かる書類
条件整備	(1) 作業道開設計画書（様式第 4 - 1 号）

事業	(2) 縮尺を記載した作業道の予定経路及び路肩工の設置予定箇所が分かる図面 (3) 集約化した山林以外の条件整備事業に関わる土地所有者等権利者の同意書。ただし、当該所有者が団体に属する者の場合は、添付を省略することができる。
搬出間伐事業	(1) 搬出間伐計画書（様式第4-2号） (2) 縮尺を記載した間伐予定箇所が分かる図面 (3) 樹冠の状況が分かる写真

別表第3（第9条関係）

補助対象事業	事業一部完了届の添付書類
集約化事業	(1) 長期維持管理協定一覧（様式第6号） (2) 締結した長期維持管理協定書の写し (3) 山林の現況に関する説明、立会等が行われたことが分かる写真及び資料（1件につき1枚以上を要する。）
技術研鑽研修事業	(1) 研修会の内容が分かる書類 (2) 参加者名簿 (3) 研修の内容が分かる写真（3枚以上を要する。） (4) 領収書その他の支出を証する書類
条件整備事業	(1) 作業道開設実績書（様式第4-1号） (2) 縮尺を記載した作業道の開設経路、路肩工の設置した箇所が分かる図面 (3) 作業道の開設にあつては、基点の開設前の写真、作業中の写真及び50m毎に幅員2.0m程度を確保したことが分かる開設後の写真 (4) 路肩工の実施にあつては、箇所毎に実施前の写真、丸太組一段ごとの作業中の写真及び完成後の写真
搬出間伐事業	(1) 搬出間伐実績書（様式第4-2号） (2) 伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書の写し (3) 間伐作業前の写真、作業中の写真及び作業後の写真 (4) 出荷証明書等搬出材積量が分かる書類